

令和4年5月1日

税理士 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

成年年齢の引き下げによる税制への影響 成人年齢と税務特例の関係

民法の改正により、**令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。**
民法の定める成年年齢は、「単独で契約を締結することが出来る年齢」、「親権に復することがなくなる年齢」という意味を持つそうです。

この改正により日常生活において様々な影響がありますが、税務においても影響があります。
今回は成年年齢の引き下げにより影響を受ける税制について紹介します。

(1) 相続税の未成年者控除

相続又は遺贈により財産を取得した者が相続等の日において20歳未満である場合、満20歳になるまでの年数1年につき10万円を相続税額から控除する制度です。

令和4年4月1日以後の相続又は遺贈については**18歳未満**となっています。

(2) 相続時精算課税制度(相続時精算課税適用者の要件)

相続時精算課税制度とは、60歳以上の直系尊属(父母や祖父母)から、贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の直系卑属(子や孫)である推定相続人又は孫に財産の贈与があった場合に、受贈者(贈与を受けた者)が選択できる贈与税の制度です。

令和4年4月1日以後の贈与については**受贈者の年齢の要件が18歳以上**となっています。

(3) 事業承継税制(受贈者の要件)

事業承継税制とは、先代経営者が贈与の日において20歳以上である後継者へ非上場株式等や事業用財産を贈与した場合に、受贈者が贈与税の納税猶予を受けるための制度です。

令和4年4月1日以後の贈与については**後継者の要件が18歳以上**となっています。

(4) 贈与税の特例税率(受贈者の要件)

直系尊属より贈与により財産を取得した場合において、受贈者がその年の1月1日において20歳以上である場合には、特例税率(一般税率より贈与税額が少額となる)により贈与税額が計算されます。

令和4年4月1日以後の贈与については**受贈者の年齢の要件が18歳以上**となっています。

(5) 住宅取得資金の贈与税の非課税(受贈者の要件)

直系尊属からの贈与により、贈与を受けた年の1月1日において20歳以上である受贈者が、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築等の対価に充てるための金銭を取得した場合に、一定額までは贈与税が非課税となる制度です。

令和4年4月1日以後の贈与については**受贈者の年齢の要件が18歳以上**となっています。

(6) 結婚・子育て資金の贈与税の非課税(受贈者の要件)

直系尊属からの贈与により、結婚・子育て資金管理契約締結の日において20歳以上50歳未満である受贈者が、結婚・子育て資金に充てるための信託受益権を付与された場合等において、1,000万円までの金額に相当する部分の価額について非課税となる制度です。

令和4年4月1日以後の贈与については**受贈者の年齢の要件が18歳以上50歳未満**となっています。

※各制度の詳細な内容は国税庁のホームページなどをご参照ください。